

平成30年度日本語教育人材養成・研修カリキュラム等開発事業概要

1. 本事業の目的

本事業は、文化審議会国語分科会が取りまとめた「日本語教育人材の養成・研修の在り方について」で示す「日本語教育人材の養成・研修の在り方及び教育内容」（以下、「教育内容等」という。）に基づく養成・研修を実施することにより、教育内容等の円滑な普及を促すとともに、日本語教育人材の資質・能力の向上を図ることを目的とします。

2. 事業内容

(1) 日本語教師の養成カリキュラム開発

教育内容等に基づく日本語教師の養成に係るカリキュラム及びプログラムの開発・実施並びにその成果の検証等を委託事業として実施します。

(2) 日本語教育人材の研修カリキュラム開発

教育内容等に基づく日本語教育人材に対する研修に係るカリキュラム及びプログラムの開発・実施並びにその成果の検証等を委託事業として実施します。

3. 支援対象

本事業の対象となるのは、次の(1)から(3)のいずれかの要件を満たす団体です。

(1) 都道府県又は市区町村（それぞれ教育委員会を含む。）

(2) 法人格を有する団体

(3) 法人格を有しないが、次の①から④の要件を全て満たしている団体

- ① 定款又は寄附行為に類する規約等を有すること。
- ② 団体の意思を決定し、執行し、代表する組織を有すること。
- ③ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること。
- ④ 団体の活動の本拠としての事務所を有すること。
- ⑤ 団体の収支を記録した会計帳簿を作成していること。

趣旨

「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）（平成30年3月2日文化審議会国語分科会）」の普及を図る。

事業の実施イメージ

(a) 教育課程の検討※

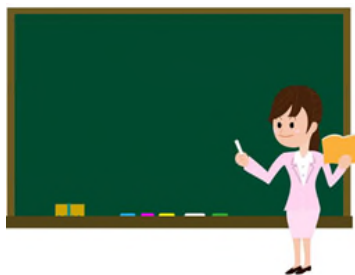


カリキュラム等開発委員会

(b) 教材の検討・開発※



(c) 養成・研修の実施※
(d) その他関連する取組



(e) 事業全体の成果の評価※



※が付された取組の実施は必須

募集受付期間

平成30年5月7日（月）まで

※ 書類は郵便又は宅配便等で提出すること。
（FAX、電子メールは受け付けない。）

事業対象期間

平成30年6月中旬以降
～平成31年3月20日（水）

※ 原則として単年度での取組を対象。
※ 最大3か年計画での実施が可能。

募集対象事業

(1) 日本語教師の養成カリキュラム開発（全3種類）

- ① 大学における日本語教師養成課程（主専攻）45単位以上
- ② 大学における日本語教師養成コース（副専攻）26単位以上
- ③ 民間等における日本語教師養成研修（420単位時間以上）

委託事業対象経費の上限

※自己調達分を除く。

→ 1コースにつき **600万円** を上限とする。

(2) 日本語教育人材の研修カリキュラム開発（全6種類）

- ① 日本語教師【初任】（活動分野：生活者としての外国人）に対する研修
- ② 日本語教師【初任】（活動分野：留学生）に対する研修
- ③ 日本語教師【初任】（活動分野：児童生徒等）に対する研修
- ④ 日本語教師【中堅】に対する研修
- ⑤ 日本語教育コーディネーター（主任教員）に対する研修
- ⑥ 日本語学習支援者に対する研修

→ 1コースにつき **450万円** を上限とする。

※ 1コースを複数年計画で実施する場合も、複数年の事業経費予定額の合計が上限額（600万円又は450万円）を超えないこと。